

# 憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007  
FAX03-3261-5453

2017年3月7日（火）

第729号 本号3号

## 施行70年「春の憲法講座」に180人の参加

### 一生かそう憲法 暮らしに政治に！ みんなで迎える70年一

憲法「施行70年 春の憲法講座」が5日、都内のYMCAアジア青少年センターで開催されました。主催は憲法会議で、神奈川憲法会議、埼玉憲法会議、千葉県憲法会議、東京憲法会議が協賛。午前10時開催でしたが会場いっぱいの180人が参加し、憲法の力を生かし、「安倍改憲戦略」を打ち破ろうと決意を固め合いました。

初めに、日本共産党の穀田恵二国会対策委員長が国会報告。森友学園問題等の国会審議状況を報告するとともに、野党と市民の共闘が1年で大きく前進したと報告しました。そして、野党共闘には、紆余曲折があると述べ、「今こそ、みなさんの力が必要です。野党と市民の共闘をさらに進めるため力を合わせましょう」と語りました。

次に、森英樹・名古屋大学名誉教授が「憲法の『本当の力』のはなし—安倍改憲戦略のもろさとたたかい」と題して講演しました。森氏は、安倍晋三政権が戦争法を強行したあとも憲法が立ちはだかっていると強調。安倍政権が進める、共謀罪、アベノミクス、沖縄新基地建設など一つひとつを阻止する運動が、安倍改憲戦略を止めるたたかいにもなると述べました。さらに、自民党がこの日、党大会を開き、改憲にさらに踏み込んだ運動方針を議論していることを紹介し、「憲法の平和的・民主的条項の実施を掲げる憲法運動として正面から立ち向かい、安倍改憲戦略を打ち破ろう」と呼びかけました。

参加された方からは、次のような感想が寄せられました。

○立憲主義の森先生の意見、これまでの疑問に対して、全く理解できました。民主主義と立憲主義との関係、憲法の民主的条項に対する整理ができました。

○日本国憲法の「そもそも論」を大事にされていることに自信を得ました。私たちが混乱し、迷うことなく、今こそ原点に立ち返っての運動が大切だと思っていましたので、力をいただきました。

○押しつけ憲法論、立憲主義など、質問に対する応答もよく分かりました。何気なく使ってきた立憲主義もよく考えなければいけないと思いました。天皇に対する見解も目に鱗でした。



午後には、憲法会議の第52回総会開催が、春の憲法講座と同じYMCAアジア青少年センターで開催されました。次号で紹介します。

## 自民党大会、安倍首相「改憲の発議」に踏み込む

自民党は5日、都内で党大会を開催しました。安倍晋三首相（総裁）は、改憲について「憲法改正の発議に向け、具体的な議論をリードしていく」と決意を示しました。そのために、総裁任期を「連続2期6年まで」から「連続3期9年まで」に延長することも正式に決定しました。2018年9月に任期が満了する首相の三選立候補が可能になり、当選すれば任期は21年9月まで延びることになります。

安倍首相は、今年が憲法施行 70 年であることに触れ「節目の年にあたり、次の 70 年を見据え、新たな国づくりに取り掛かる」と改憲論議の意義を強調しました。採択された 2017 年運動方針には「改憲原案の発議」に向けて取り組む方針が明記されたのに対し、さらに先の手続きである「改憲の発議」に踏み込んでいます。

運動方針の「改憲原案の発議」は、衆院 100 人以上、参院 50 人以上の賛同を集めて、どちらかの院に提出すること。首相が言及した「改憲の発議」は、原案が両院の憲法審査会で審査された後、本会議で 3 分の 2 以上の賛成で可決されれば、国会が改憲案を国民投票にかけることを指します。

二階俊博幹事長は終了後、記者団に改憲を巡る首相演説について「党が一致して、その方向に進もうとしていると受け止めてもらって結構だ」と述べました。



国会で、森友学園事件で  
追及される安倍首相

## **共謀罪法案の「テロ等準備罪」に「テロ」表記なし 政府法案に「テロ」明記検討へ**

政府が創設を検討している「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案の全容について、新聞等が明らかにし、報道しています。最大の問題は、政府は「テロ対策」を強調し呼称を「テロ等準備罪」に変更しましたが、法案には「テロ」の文言が全くないことが判明したことです。さらに、捜査機関の裁量によって解釈が拡大され、内心の処罰につながる恐れや一般市民も対象になる余地も残しており、共謀罪の本質的な懸念は変わっていないことが明らかになりました。

法案では、処罰されるのは「実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画」で、「計画罪」と呼ぶべきものとなっています。政府が与党に説明するために作成した資料では、対象とする 277 の犯罪を「テロの実行」「薬物」など五つに分類していましたが、法案全文には「テロ」の文言はなく、分類もされていません。特定秘密保護法で規定されているようなテロリズムの定義もありませんでした。

法案は、共同の目的が犯罪の実行にある「組織的犯罪集団」の活動として、その実行組織によって行われる犯罪を 2 人以上で計画した者を処罰対象としています。計画に参加した者の誰かが資金や物品の手配、関係場所の下見、「その他」の実行準備行為をしたときに処罰すると規定しています。また「(犯罪) 実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、または免除する」との規定もあります。

政府はこれまでの国会答弁で「合意に加えて、準備行為がなければ逮捕令状は出ないように立法する」などと説明してきました。しかし、条文は「実行準備行為をしたときに」処罰するという規定になっており、合意したメンバーの誰かが準備行為をしなければ逮捕できないとは読み取れません。

また、「組織的犯罪集団」は政府統一見解では、普通の団体が性質を変えた場合にも認定される可能性があります。団体の性質が変わったかどうかを判断するのは主に捜査機関です。その裁量次第で市民団体や労働組合などが処罰対象となる可能性があります。

### **自公両党、あわてて「テロリズム」の文言を加える方向で検討へ**

自民、公明両党は 1 日、組織犯罪処罰法改正案(テロ準備罪法案)について、「テロリズム」の文言を加えて修正する方向で検討に入りました。これは公明党が「テロ対策だと説明すれば支持者の理解が得られる」として今国会での成立を容認した経緯があり、公明党から不満が出されたためです。

しかし、これで「テロ対策」のための組織犯罪処罰法改正案は必要ないことが明確になりました。

## **「共謀罪」の創設に反対する緊急統一署名に取り組もう!**

**27 日結成された「共謀罪 NO! 実行委員会」は、総がかり行動実行委員会とともに緊急署名にとくみます!**

内閣総理大臣 様  
衆議院議長 様  
参議院議長 様

## 「共謀罪」の創設に反対する緊急統一署名

政府は、テロ対策を口実に「共謀罪」（いわゆるテロ等準備罪）の創設を狙っています。市民の思想や良心の自由の抑圧につながる重大な問題です。

政府は、テロ対策のためなどと説明していますが、日本はテロ防止のために13の国際条約を締結していますし、テロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ手だてが法制化されています。

また、「テロ等準備罪」の対象とされる「組織犯罪集団」の定義はあいまいで、すでにある盗聴法などと一体で運用され、警察などの判断で幅広い市民運動や労働運動などが監視・弾圧の対象になる危険性はめくえません。これまで、警察が違法な盗聴や監視などの不当な捜査をおこなっていたことを忘れるわけにはいきません。

犯罪名を「テロ等準備罪」に変えても、実際に犯罪行為を行わなくても相談したことを罪に問うという大本に変更が加えられたわけではありません。過去3回廃案になった「共謀罪」そのものです。

戦前、思想・言論弾圧に猛威を振った治安維持法によって、労働運動などの社会運動だけでなく、文化人、宗教者、学生など多くの市民が弾圧され、モノが言えない戦争国家がつけられていったことは歴史の事実です。同じ過ちをくりかえしてはなりません。

以上の趣旨から、次のことを求めます。

【請願項目】 1、「共謀罪」（テロ等準備罪）は創設しないでください。

名 前	住 所

呼びかけ団体

### 共謀罪NO！実行委員会

連絡先 日本国民救援会 ☎03-5842-5842 / 日本民主法律家協会 ☎03-5367-5430

集約先 日本消費者連盟 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田1-9-19-207

日本国民救援会 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4平和と労働センター5F

### 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

連絡先 1000人委員会 ☎03-3526-2920 / 9条壊すな！実行委員会 ☎03-3221-4668  
／憲法共同センター ☎03-5842-5611

集約先 総がかり行動実行委員会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11  
連合会館1F 平和フォーラム気付

署名取り扱い団体

※封筒に共謀罪署名と明記してください